

平成30年7月末における少年非行等の概況

生活安全部

◎ 非行少年等の状況

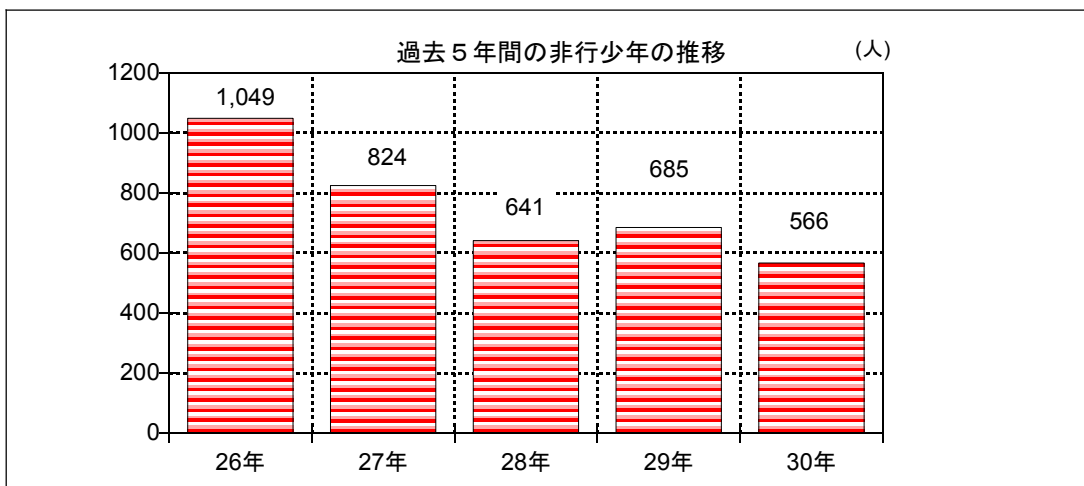
非行少年は566人で、前年同期比119人(17.4%)減少した。刑法犯少年は491人で115人(19.0%)減少、特別法犯少年は75人で4人(5.1%)減少した。

不良行為少年は7,907人で、前年同期比65人(0.8%)減少した。

刑法犯少年(犯罪少年)の再犯者率は24.7%で、前年同期比2.8ポイント減少した。

		非 行 少 年							不 良 行 為 少 年
		刑 法 犯				特 別 法 犯			
		犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	ぐ 犯 少 年			
総 数	30年	566	491	340	151	75	71	4	7,907
	29年	685	606	396	210	79	77	2	7,972
	増 減 (%)	-119 (-17.4)	-115 (-19.0)	-56 (-14.1)	-59 (-28.1)	-4 (-5.1)	-6 (-7.8)	2 (100.0)	-65 (-0.8)
う ち 女 子	30年	130	118	73	45	12	12		2,131
	29年	121	102	50	52	19	18	1	2,126
	増 減 (%)	9 (7.4)	16 (15.7)	23 (46.0)	-7 (-13.5)	-7 (-36.8)	-6 (-33.3)	-1 (-100.0)	5 (0.2)

- ※ 犯 罪 少 年… 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
- 触 法 少 年… 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
- ぐ 犯 少 年… 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
- 不良行為少年… 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
- 刑 法 犯… 「刑法」に規定する罪(道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。)並びに「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に規定する罪
- 特 別 法 犯… 刑法犯、道路上の交通事故に係る刑法第211条に規定する罪及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに交通法令違反を除くすべての罪(条例に規定する罪を含む。)



○ 刑法犯の検挙・補導人員（罪種別）

罪種別では、窃盗犯が319人（65.0%）で、このうち万引きが225人（70.5%）と最も多い。

	総 数							
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯		知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯	
				うち 万引き				
30年	491	4	60	319	225	7	18	83
29年	606	9	71	392	299	5	17	112
増減 (%)	-115 (-19.0)	-5 (-55.6)	-11 (-15.5)	-73 (-18.6)	-74 (-24.7)	2 (40.0)	1 (5.9)	-29 (-25.9)

○ 刑法犯の検挙・補導人員（学職別）

学職別では、小学生が107人（21.8%）、中学生が109人（22.2%）、高校生が159人（32.4%）であった。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職 少年	無職 少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
30年	491	1	414	107	109	159	39	51	25
29年	606		490	139	163	149	39	73	43
増減 (%)	-115 (-19.0)	1	-76 (-15.5)	-32 (-23.0)	-54 (-33.1)	10 (6.7)	0	-22 (-30.1)	-18 (-41.9)

○ 特別法犯の検挙・補導人員（法令別）

法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法が23人（30.7%）と最も多い。

	総 数									
	軽犯罪法	児童買春・児童 ポルノ禁止法	育 成 条 例	覚せい剤 取締法	大 麻 取締法	風俗営業 適正化法	売 春 防止法	不正アクセス 禁止法	その他の 特別法	
30年	75	10	23	8	2	4	4	4		20
29年	79	2	24	7	1	1	1	10	1	32
増減 (%)	-4 (-5.1)	8 (400.0)	-1 (-4.2)	1 (14.3)	1 (100.0)	3 (300.0)	3 (300.0)	-6 (-60.0)	-1 (-100.0)	-12 (-37.5)

○ 薬物乱用少年

薬物乱用少年は6人で、中学生が1人、有職少年が3人、無職少年が2人であった。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職 少年	無職 少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
30年	6		1		1			3	2
29年	2							1	1
増減 (%)	4 (200.0)		1		1			2 (200.0)	1 (100.0)

※薬物乱用少年… 大麻、覚醒剤、麻薬等を所持するなどして「大麻取締法」、「覚せい剤取締法」、「麻薬及び向精神薬取締法」、「毒物及び劇物取締法」で検挙又は補導された少年

◎ 少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の状況

○ 福祉犯の検挙人員

福祉犯の検挙人員は146人で、前年同期比30人(17.0%)減少した。

	総 数						
	児 童 福祉法	児童買春・児童 ポルノ禁止法	育 成 条 例	風俗営業 適正化法	売 春 防止法	その他	
30年	146	2	71	57	4	1	11
29年	176	12	77	72	8	1	6
増減 (%)	-30 (-17.0)	-10 (-83.3)	-6 (-7.8)	-15 (-20.8)	-4 (-50.0)	0	5 (83.3)

○ 福祉犯の被害少年（法令別）

法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法が78人（60.0%）と最も多い。

	総 数						
	児 童 福祉法	児童買春・児童 ポルノ禁止法	育 成 条 例	風俗営業 適正化法	売 春 防止法	その他	
30年	130	2	78	38	2	1	9
29年	120	9	57	43	4	1	6
増減 (%)	10 (8.3)	-7 (-77.8)	21 (36.8)	-5 (-11.6)	-2 (-50.0)	0	3 (50.0)

○ 福祉犯の被害少年（学職別）

学職別では、小学生38人（29.2%）、中学生21人（16.2%）、高校生51人（39.2%）であった。

	総 数							
	未就学	児 童 ・ 生 徒 ・ 学 生					有職 少年	無職 少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生			
30年	130	114	38	21	51	4	6	10
29年	120	100	8	34	58		11	8
増減 (%)	10 (8.3)	-1 (-100.0)	14 (14.0)	30 (375.0)	-13 (-38.2)	-7 (-12.1)	4 (-45.5)	2 (25.0)